

省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、賃貸住宅を除く住宅(平成20年1月1日以前から所在する)のうち、一定の省エネ改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置があります。※ただし、併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が1/2以上であること

減額される範囲と額

- ①床面積が120㎡以下の場合
…減額対象に相当する固定資産税の1/3が減額されます。
- ②床面積が120㎡以上の場合
…120㎡に相当する部分の固定資産税の1/3が減額されます。
※なお、120㎡を超える部分は減額されません。

対象となる改修工事

次に該当する工事で工事費30万円以上であること。

- ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等) ⇒必須工事となる
 - ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
- ※①窓の改修工事とあわせて行う工事で、それぞれの部位が現行の省エネ基準に適合すること

減額される期間

省エネ改修工事の時期	減額の期間
平成24年4月1日～平成25年3月31日	申告の翌年度から1年間

申請方法

改修後3カ月以内に省エネ改修に適合した証明書や工事領収書の写し、工事に要した費用の明細書、工事写真等を添えて、次の問合せ先まで申請してください。

問 合 せ 税務住民課 資産税係 TEL83-1224

生垣設置奨励補助制度

ブロック塀は、大地震などによる倒壊の危険性があるため、町では既存ブロック塀の生垣への更新や、新たに生垣を設置することを推奨しています。

なお、補助を受けるには事前に申請が必要です。

- 補助対象**
- ①樹木の高さがほぼ均一(60cm以上)で、列状に植えたもの
 - ②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの
 - ③幅4m以上の道路に接している住宅敷地内であること
- ※法人が設置するものや、宅地の開発行為に係るものは除く

補助金額 50,000円以内(限度額)

問 合 せ 建設課 計画管理係 TEL84-1332

水道メーター器の交換にご協力を

水道メーター器は、計量法により有効期間が8年と定められており、順次交換(無料)をしています。水道メーター交換委託者証を携帯した指定工事店が交換におうかがいいたしますので、ご協力をお願いします。

なお、交換後にメーター器の付近などの漏水や、水の出が悪くなるなど、ご不調があった場合は、ご遠慮なくご連絡ください。

実施期間 平成24年12月～平成25年3月

問 合 せ 建設課 上下水道係 TEL83-1227



第4回家族介護者教室参加者募集

この教室は、介護のコツや知識などの情報交換はもちろん、日頃から介護を担っている皆さんのほっとできる場所として、悩みを共有し、お互いに支えあう仲間づくりを目的としています。

第4回目は、日頃の介護についての情報交換などを行います。多くの方々の参加をお待ちしています。

日 時 12月14日(金) 13:30～15:00

内 容 情報交換「介護をされていて大変なこと、うれしいこと、発見したことを伝えあいましょう」

講 師 看護師ほか

場 所 町民文化センター 3階 第1会議室

そ の 他 要介護者の同伴もできます(事前にご連絡ください)。

申し込み 健康福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

松田町地域包括支援センター TEL83-1191

医療関係者の方は届出をお願いします

医療関係職に従事している次の方は、12月31日時点での状況の届出が必要です。

①医師・歯科医師・薬剤師

従事している方 : 就業地の届出先

従事していない方 : 住所地の届出先

②歯科衛生士・歯科技工士・保健師・助産師・看護師・准看護師

従事している方 : 就業地の届出先

従事していない方 : 届出不要

届出期間 平成25年1月15日(火)までに下記届出先へ(用紙は各届出先で配布)。

届 出 先 県保健福祉事務所、横浜市各区福祉保健センター、川崎市各区保健福祉センター、相模原市・横須賀市・藤沢市の各保健所

問 合 せ 足柄上保健福祉事務所 管理企画課 TEL83-5111 内線 417

木造建築物耐震診断補助制度

この制度は、木造建築物の耐震性を診断する費用の一部を補助するもので、補強工事や建て替えの必要性について判断します。建築確認書類が保存されていれば、3万円程度で簡易な診断ができます。

なお、補助を受けるには事前に申請が必要です。

補助対象 ①町民自ら所有し居住する住宅

②昭和56年以前に建築された一戸建て住宅、2世帯住宅
または店舗併用住宅

③2階建て以下の住宅

※昭和56年6月1日以降に増築されたもの、プレハブ工法や枠組壁工法のもの除く

補助金額 30,000円以内(限度額)

問 合 せ 建設課 計画管理係 TEL84-1332

【予約制】無料法律相談

予 約 制 相談を希望される方は、予約をお願いします。

相談日時 1月10日(木) 9:15～11:45

場 所 役場 3階 会議室

定 員 6名(先着順)

相 談 員 牧浦 義孝 弁護士

申込期間 12月21日(金)～1月9日(水) 8:30～17:15

※土、日、祝日、12月31日(月)～1月3日(木)を除く

申し込み・問合せ 庶務課 庶務係 TEL83-1221



「今年もよろしくコンペ」参加者募集

日 時 平成25年1月24日(木)

会 場 チェックメイトCC

主 催 町体育協会ゴルフ部

後 援 町体育協会

プレー代 9,200円(セルフ、昼食付)

参加費 3,000円

募集定員 56人(ただし、定員になり次第締め切ります)

ハンディキャップ 新ペリアハンデ

参加資格 松田町在住在勤者(定員割れは、ゲスト可)

申し込み 12月27日(木)までに申込書(事務局にあり)と参加費を添え、町体協事務局までお申し込みください。

問 合 せ 町体育協会 TEL83-6600 ゴルフ部松下 TEL82-2770



耐震改修工事を行った住宅に対する減額措置

近年、多発する地震に対して、現行の耐震基準を満たした住宅を増やすことを目標に、一定の改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置があります。

※ただし、併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が1/2以上であること

減額される要件

- ①昭和57年1月1日現在、完成していた住宅であること。
- ②建築基準法に基づく、現行の耐震基準に適合した30万円以上の改修工事であること。

減額される範囲と額

- ①床面積が120㎡以下の場合
…減額対象に相当する固定資産税の1/2が減額されます。
- ②床面積が120㎡以上280㎡以下の場合
…120㎡に相当する部分の固定資産税の1/2が減額されます。
※なお、120㎡を超える部分は減額されません

減額される期間

耐震改修工事の時期	減額の期間
平成24年4月1日～平成24年12月31日	申告の翌年度から2年間

申請方法

改修工事後3カ月以内に現行耐震基準に適合した証明書、工事領収書等を添えて、次の問合せ先まで申請してください。

問 合 せ 税務住民課 資産税係 TEL83-1224